

# 収納の状況と滞納対策

町の歳入である町税や各種公共料金は、暮らしに必要なさまざまな行政サービスを提供する上で大変重要な財源です。町民へのサービス向上と、きちんと納めていける方との公平性を保つために、今後も徴収の強化に努めます。

## 税務



■平成27年度の町税収納状況

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	滞納率	
					5月末	前年5月末
個人税	23,876	24,095	24,000	0	95	99.6% 99.7%
法人税	5,149	5,346	5,337	0	9	99.8% 99.9%
計	29,025	29,441	29,337	0	104	99.7% 99.7%
固定資産税	54,630	54,747	54,620	6	121	99.8% 99.9%
交付税	2,457	2,455	2,455	0	0	100% 100%
計	57,087	57,202	57,075	6	121	99.8% 99.9%
軽自動車税	1,250	1,254	1,253	0	1	99.9% 99.9%
たばこ税	4,420	4,464	4,464	0	0	100% 100%
入湯税	707	721	721	0	0	100% 100%
町税計	92,489	93,082	92,850	6	226	99.8% 99.9%
国民健康保険税	14,804	15,014	14,879	0	135	99.1% 99.0%
個人税	70	177	69	0	108	38.9% 52.1%
法人税	2	18	3	0	15	16.7% 57.5%
計	72	195	72	0	123	36.9% 52.7%
固定資産税	62	190	62	0	128	32.7% 37.3%
軽自動車税	1	3	2	0	1	74.7% 47.7%
入湯税	0	0	0	0	0	0.0% 0.0%
町税計	135	388	136	0	252	35.1% 45.6%
国民健康保険税	168	318	180	0	138	56.6% 55.1%
合計	107,596	108,802	108,045	6	751	99.3% 99.3%

\*収納率は、円単位で計算した数値です。

### 用語解説

#### \*1 不納欠損額

地方税法の規定により、居所不明など調査に基づき明らかに徴収が困難と認められ、徴収義務が消滅した税額

#### \*2 滞納緑越額

課税年度内に完納されなかったため、翌年度に繰り越された税額

## ■平成27年度の町税以外の収納状況

	調定額	収入済額	滞納緑越額	収納率	
				本年度末	前年度末
平成27年度分	町営住宅料	110,023,300	109,891,100	132,200	99.9% 99.9%
	水道料	95,073,925	94,312,829	761,096	99.2% 98.9%
	下水道料	64,293,117	64,179,781	113,336	99.8% 99.9%
	簡易水道料	50,716,537	50,278,149	438,388	99.1% 100%
	介護保険料	119,790,660	119,745,120	45,540	99.9% 99.9%
	給食費	23,493,292	23,353,360	139,932	99.4% 97.8%
	清掃手数料	15,383,259	15,383,259	0	100% 99.3%
	後期高齢者医療	56,530,900	56,518,300	12,600	99.9% 99.9%
	保育料	21,115,675	21,115,675	0	100% 99.7%
	合計	556,420,665	554,777,573	1,643,092	99.7% 99.6%

このようないままでの滞納者については、や

### 今後の収納に向けて悪質な滞納者には強制徴収の実施を継続

多くの皆さんは厳しい経済状況の中でも町税などを納めています。しかし、納められる経済状況にあるにわかわらず滞納する場合や、特別な理由もなく督促や納税相談に応じないなど、誠意の見られない滞納もあります。

むを得ず法律に基づき、町が自ら、もしくは裁判所に申し立てをして、差押えの対象になる財産は次のとおりです。

- ①債権（預貯金・給料・生命保険・個人年金など）
- ②不動産（土地・建物）
- ③動産（自動車・家電など）

平成28年度予算の一般会計歳入のうち、町税（町民税、固定資産税、軽自動車税など）が占める割合は12・2%となっており、私たちが暮らすまちづくりを支える重要な財源になっています。

平成27年度に課税された町税の年度末（平成28年5月末）現在の未納額は226万円あり、平成26年度以前の滞納緑越分252万円と合わせて、滞納額は478万円になっています。

また、国民健康保険税も平成27年度末（平成28年5月末）現在の未納額が135万円で、平成26年度以前の滞納緑越分138万円と合わせると273万円となり、町税と合わせて全体では滞納額が751万円になります。（上のグラフを参照）

町税以外の滞納額は、平成27年度末（平成28年5月末）現在で164万円、平成26年度以前の滞納緑越分63万円と合わせて227万円となっています。

度末（平成28年5月末）現在の未納額が135万円で、平成26年度以前の滞納緑越分138万円と合わせると273万円となり、町税と合わせて全体では滞納額が751万円になります。（上のグラフを参照）

十勝市町村税滞納整理機構へ徴収委託

十勝市町村税滞納整理機構

延滞金も発生します

うつかり納め忘れをなくすため、「口座振替」をご利用ください

◆取扱金融機関

帯広信用金庫本店及び各支店、新得町農業協同組合、郵便局

◆申込み手続き

納税通知書、預貯金通帳、通帳の印鑑を持って右記取扱金融機関でお申し込みください。

◆口座残高を確認ください

口座振替で納付いただいている方は、納期限までに必ず口座残高の確認をお願いします。

滞納してしまった例として、納期限の翌日から延滞金が計算されます。計算の結果、1000円以上になった場合、延滞金も納めなければなりません。

延滞金は、常に高い利率なので、納期内納付をお願いします。

悪質な滞納者を対象に、財産の差押えや公売などを専門的に行うため、北海道と十勝管内市町村で「十勝市町村税滞納整理機構」を組織していますが、新得町の滞納案件の一部も同機構に徴収委託をし、案件の処理を行っています。

滞納してしまった例として、納期限の翌日から延滞金が計算されます。計算の結果、1000円以上になった場合、延滞金も納めなければなりません。

延滞金は、常に高い利率なので、納期内納付をお願いします。

悪質な滞納者を対象に、財産の差押えや公売などを専門的に行うため、北海道と十勝管内市町村で「十勝市町村税滞納整理機構」を組織していますが、新得町の滞納案件の一部も同機構に徴収委託をし、案件の処理を行っています。

延滞金も発生します

滞納処分の執行状況

▲差押え件数  
\*延べ件数

滞納してしまった例として、納期限の翌日から延滞金が計算されます。計算の結果、1000円以上になった場合、延滞金も納めなければなりません。

延滞金は、常に高い利率なので、納期内納付をお願いします。

悪質な滞納者を対象に、財産の差押えや公売などを専門的に行うため、北海道と十勝管内市町村で「十勝市町村税滞納整理機構」を組織していますが、新得町の滞納案件の一部も同機構に徴収委託をし、案件の処理を行っています。

延滞金も発生します

滞納処分の執行状況

▲差押え件数  
\*延べ件数